

産業廃棄物の「木くず」処理費負担軽減策を求める要請決議

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、建設業などの事業活動に伴って排出される「木くず」及び貨物流通のために使用したパレットに係る「木くず」は産業廃棄物とされており、産業廃棄物は、沖縄県の所管となっている。

本市の産業廃棄物の「木くず」は、沖縄県から事業認可を受けた民間事業者が処理を行っているが、処理能力には限界があり、また、島内での最終処分が出来ないため、産業廃棄物の「木くず」を沖縄本島や本土に搬出している。

近年、海上物流の輸送運賃の高騰に伴い、本市の産業廃棄物の「木くず」の処理費用が高騰しており、本市と沖縄本島での処理費用の価格差は5倍以上となっていることから、本市の事業者は、産業廃棄物の処理に困窮し、地域の経済活動にも大きな支障となっている。

よって、本市議会は、産業廃棄物を所管する沖縄県に対し、本市の産業廃棄物の「木くず」処理の実態調査と適切に処理が行われているかの指導・監督を行うとともに、産業廃棄物の「木くず」処理に係る抜本的な費用負担の軽減策を講じるよう強く求める。

以上、決議する。

平成27年6月22日

石垣市議会

あて先

沖縄県知事、沖縄県議会議長、八重山選出県議会議員